

千葉県がんセンターにおけるガバナンスの強化について

平成27年10月23日
千葉県がんセンター

1 経緯

平成27年度、千葉県がんセンターの都道府県がん診療連携拠点病院の指定更新については、『千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会報告書（案）』等を踏まえ、ガバナンスが十分に確立されておらず、質の高いがん医療の提供ができていない」との理由で、厚生労働省からの指定の更新が認められませんでした。

当がんセンターは平成26年11月に「千葉県がんセンター改革本部」を設置し、医療倫理、医療の安全と安心、患者の権利保障等の確保に向け、第三者検証委員会の指摘と提言を踏まえ、様々な改善策を検討・実行し、現在までにほぼ体制整備を完了しました。

これらの改革を通じて、ガバナンスの確立についても改善を図りました。

（経過）

平成26年	6月	千葉県がんセンター腹腔鏡下手術に係る第三者検証委員会設置
	11月	病院長を本部長とする千葉県がんセンター改革本部を設置
平成27年	3月	第三者検証委員会報告書（案）公表
	4月	がんセンターの都道府県がん診療連携拠点病院の指定更新が認められなかった
	7月	第三者検証委員会最終報告書公表 がんセンター改革状況の公表
	9月	ガバナンスの確立等に係る自己点検を実施

2 ガバナンス等の改善内容

がん拠点病院のガバナンス等に係る要件について、現時点で厚生労働省から明示されたものではありませんが、今年度、厚生労働省が特定機能病院を対象に実施しているガバナンス等の集中検査項目に準じ、別紙のとおり自己点検しました。

主な改善内容は次のとおりです。

※特定機能病院：大学病院等、高度な医療を提供できる病院として厚生労働省の承認を受けた病院。

(1) 病院長等の責務・権限の明確化について

- ・病院長をトップとする改革本部による改善状況のモニタリング・指示
- ・職員からの改善提案の受付・検討体制の強化
- ・診療科部長等の責務・権限の明確化

(2) 医療安全管理体制の強化について

- ・医療安全管理委員会の権限強化・外部委員強化
- ・医療事故の原因分析・再発予防策検討の体制強化（医療安全管理室の増員、原因分析部会の新設など）、病理解剖の説明内容の標準化、死亡時画像診断（Ai）の実施

- (3) 高難度新規医療技術の導入ルールの明確化と徹底について
- ・倫理審査委員会への申請事案の範囲の明確化、倫理審査委員会の権限強化・外部委員強化
 - ・未実証医療審査委員会の新設（グレーゾーンの医療技術を審査）
 - ・倫理教育担当者の配置
- (4) インフォームド・コンセントの充実について
- ・インフォームド・コンセントの標準化・質の向上（マニュアル・ひな形の作成、専門委員会の設置、患者理解チェックシートの導入など）
 - ・セカンドオピニオンセンターの新設
- (5) 院内研修の徹底について
- ・医療の安全・安心に係る職員教育の強化（院内講習会の隔月開催と全員参加、毎月の医療安全ニュースの配信）
 - ・医療倫理に係る職員教育の強化（講習会の受講義務化、規定の受講がなければ研究計画の申請不可）

以上の取組を徹底して行い、医療の安全と患者の安心を最優先に質の高いがん医療の提供に努め、都道府県がん診療連携拠点病院の役割を担ってまいりたい。